

第4章 整備基本計画の理念と方針

■第1節 史跡整備の基本理念

岩瀬地方に初めて置かれた古代寺院である上人壇廃寺跡は、当時の役割を終え、周辺環境が変わり続ける中でもこの地にあり続け、現代にまで伝えられてきました。遺跡の意義を後世に伝えようと、連綿と続けられてきた調査と保護の取り組みによって守られた貴重な遺構をこれからも保護しながら、現代の暮らしの中に活かされる存在として整備します。この整備により、市内外の人々の歴史学習や文化的活動を促し、歴史の力によるこころ豊かな暮らしづくりを目指していきます。

特に、上人壇廃寺跡は須賀川市の顔である駅から望む奈良時代の遺跡であり、駅周辺に展開する奈良時代岩瀬地方の中核施設群の配置が一望できる遺跡です。まちの原点・原風景でもある史跡の本質的価値を生かした歴史学習の場として、同時に緑地における憩いや安らぎ、活気を得られる活動の場として整備していきます。

基本理念キャッチフレーズ

時空（とき）の駅 上人壇 時をこえて人・もの・心が行き交う史跡公園

上人壇廃寺跡は、「都と地方」「過去と現在・未来」「日常と非日常」「市民と訪問者」などが自由に行きかい、つながりあえる場所です。

■第2節 史跡整備の基本方針

「上人壇廃寺跡保存活用計画」で掲げているスローガン「市民とともに育む古代寺院上人壇廃寺跡」を基本に、6つの方針を踏襲しながら、次の4つの観点で整備を進めていきます。史跡の本質的価値が表現された空間を、市民と来訪者の学習の場・憩いの場として、また、史跡公園として、地域活性化を支える多様な市民活動の場として活用できる取り組みを行います。栄町遺跡・うまや遺跡・米山寺跡（米山寺経塚群）など周辺に存在した古代石背郡関連遺跡を含め、岩瀬地方の古代についての情報を上人壇廃寺跡に集約し発信します。

- 上人壇廃寺跡の保存を第一として、未来へ継承する。
- 市民・来訪者の憩いの場としての活用を図る。
- 古代の石背郡に関わりのある遺跡を含めた情報発信や市民の活動拠点として活用する。
- 上人壇廃寺跡の整備を行い、古の遺跡の特徴を表現する。
- 眺望など古代に思いを馳せる空間として整備する。
- 地域住民、市民、関連団体、行政が協働する管理運営の構築を目指す。

(1) 守る【保存】

上人壇廢寺跡の遺構と遺物、本質的価値を保存し、未来へ継承します。地上・地下における遺構の保護措置と、遺物の保存管理対策を十分に講じ、時間の経過とともに増していく価値を付加して次世代へと引き継ぎます。

(2) 整える【整備】

上人壇廢寺跡が機能していた当時の建物・地形・眺望を考証し、現実的空間はもちろん仮想空間においても特徴を表現します。現代の喧騒を離れて古代と未来に想いを馳せ、悠久の時間の中で安らげる空間として整備します。史跡での学習や活動の充実に必要な設備を整備します。

(3) 生かす【活用】

史跡の本質的価値が表現された空間を活用した、市民と来訪者の学習の場・憩いの場として、また、史跡公園としての憩いの場、地域活性化を支える多様な市民活動の場として活用できる取り組みを行います。栄町遺跡・うまや遺跡・米山寺跡（米山寺経塚群）など周辺に存在した古代石背郡衙関連遺跡を含め、岩瀬地方の古代についての情報を集約し発信します。

(4) 育てる【維持】

史跡と関連事項についての調査を継続し、新たな研究成果を反映していく「育てる史跡公園」を目指します。市民・地域住民・関連団体・行政の協働による指定地とデジタルサイトの管理運営を進め、「みんなで作り、みんなで使い、みんなで守る史跡公園」として継続的に活用していきます。

■第3節 デジタル空間における史跡の記録保存と活用

史跡等の調査成果は、これまで一般に、遺構図面や写真などの媒体により記録・保存されてきました。しかし、整備後にもさらなる探求を進め、あるいは解説などのためのコンテンツを作成し史跡の価値を利用者に共有する上では、そうした調査データ自体のデジタル化が必要です。また、このデータにより史跡の整備をこれまでにない形で展開することが可能になります。上人壇廢寺跡においては、地形や遺構・遺物情報等についてもデジタルデータによる記録や保存を進め、史跡の管理や整備、活用に役立てていきます。

これまでの史跡整備は、遺跡が機能していた当時の遺構を保存し復元することが主な課題であり、遺構を保存し表現するための盛土や舗装、構築物を現地に整備した後は、整備前の景観を振り返ることは困難でした。上人壇廢寺跡は、寺院が廢絶してからも地表に残り続けた基壇建物跡が地名の由来となり、寺院跡の存在を知らせていたことや、都市化が進む中で緑豊かな広場として残っていたことなどを含め、仮想と現実の双方向から表現する整備を行います。

(1) デジタル空間における史跡の記録・保存・活用

上人壇廃寺跡において建造物の立体的復元は、当該遺跡を理解するための核心的な作業となるものと期待されます。しかし、建造物の地上部分についての十分な情報が得られていない現状では、過度にイメージを限定してしまうことが危惧されます。そこで、ここでは、検出された遺構データなどに基づいて建造物のデジタル復元を行い、AR(拡張現実)/VR(仮想現実)等のDX(デジタルトランスフォーメーション)を通して多様な可能性が体験できるようにします。

こうしたデジタル復元は、現地での遺構表示などと相まって、当時の建築空間を理解する上でのたすけとなるばかりか、傍を通る鉄道から史跡を眺める多数の人たちに上人壇廃寺跡の存在を印象づけ、またさらには、ウェブサイトや解説ビデオなどのための様々なコンテンツ制作の基本情報として役立てられることと期待されます。

(2) デジタル空間における遺物の記録・保存・活用

上人壇廃寺跡の本質的価値を構成する重要な要素である出土遺物について、デジタル的手法による記録をとり、原資料・図面と同様に保存するとともに、それらを現地での表現に活用します。史跡現地に遺物の情報を重ねることにより、史跡の本質的価値への理解を深化させます。

(3) デジタル的手法による遠隔地での史跡の活用

データ化したパンフレットや解説はもちろん、遺構や遺物、史跡現地についてのデジタルな記録や表現は、史跡を訪れることのできない利用希望者にも提供することができます。史跡現地や遺物に直接接することで得るものとは異なる情報や感動を、デジタル技術を通して、史跡現地ではもちろん遠隔地でも得ることのできる機会を提供します。



第 74 図 史跡の地形・出土遺物のデジタル化作業

第5章 整備基本計画

■第1節 遺構保存の計画

全体的には、史跡及び整備にかかわる周辺地域を対象に、未調査部分の試掘調査結果も参照しながら、遺構の有無により適切な盛土厚を決定します。

電気や水道など維持や活用に必要な設備が遺構を破壊することのないよう、十分な規模・構造で造成を計画します。

地下水による浸食・凍結による劣化、植栽の根系による破壊、車両等の踏圧による影響も考慮し、現状地盤面上に表示層として碎石や砂等を敷設したうえでの盛土を原則とします。

(1) 地上に表れている遺構

■基壇建物跡

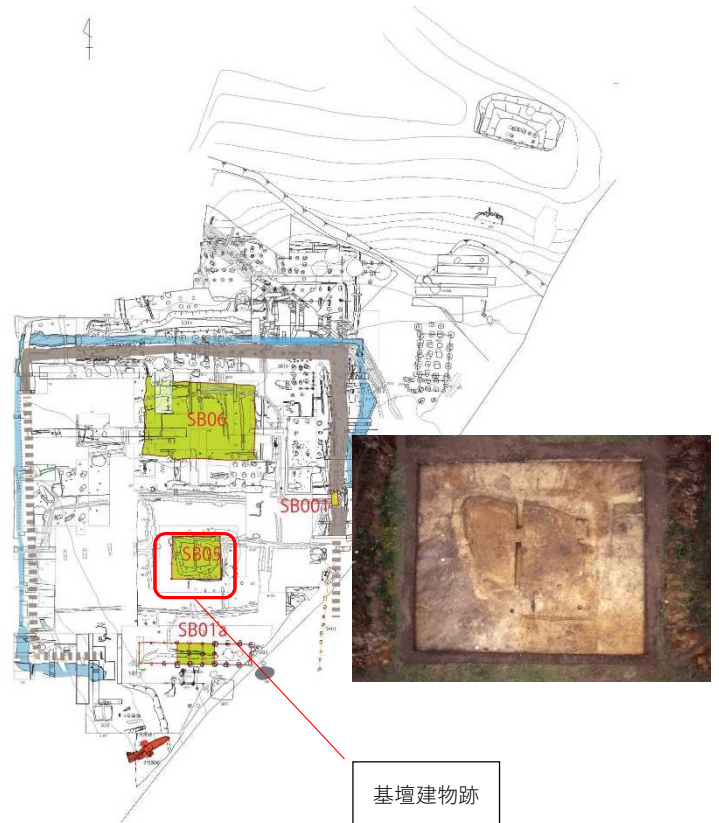
唯一地上に表出している遺構で、版築で築かれた基壇です。0.7mの高さで遺存しています。堰板溝の範囲から、桁行40尺(11.8m)、梁行35尺(10.3m)の規模と想定されます。

遺構保護のため簡易な盛土が施されていますが、調査で判明した規模を参考に十分な盛土を追加して成形し、保護します。

基壇直上に建造物は設置しませんが、遺構表現や展示に必要となる軽量の構造物を設置する場合には遺構面に達しない位置に基礎等を埋設します。



基壇建物跡の現況



第75図 地上に表れている遺構(基壇建物跡)

第1期(創建期)

0 100m (1/2500)

(2) 地下に埋蔵されている遺構

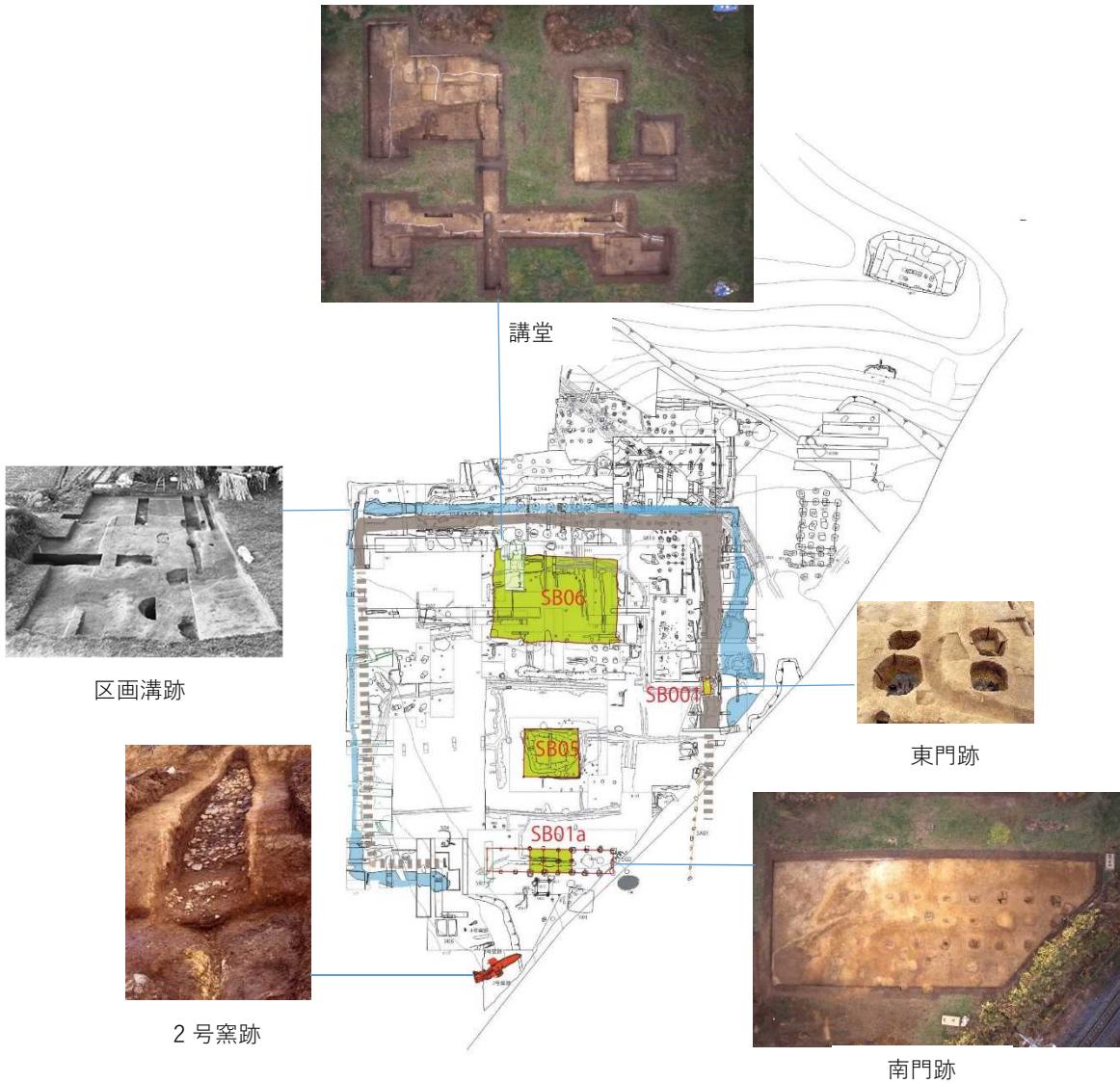
■掘立柱建物跡・区画溝跡・築地塀跡・掘込地業建物跡・瓦窯跡

史跡全体に各時期にわたる多数の遺構が埋蔵されています。遺構面は現地表面から30~100cm程度の深さに存在していますが、整備における各種施設配置によって遺構が損なわれないよう、各遺構検出面についての情報をもとに、北から南へかけて傾斜する地形に沿いながら最低限の盛土を追加して保護します。



昭和50年代の調査風景（遺構検出状況 北から）

遺構表現や展示に必要となる軽量の構造物を設置する場合には、遺構面に達しない位置に基礎等を埋設します。



第76図 地下に埋蔵されている主な遺構

■第2節 造成

①史跡北部

緑陰を確保するために既存の樹木を生かし、草地とします。遺構として SB33・SI05・SI28 が埋蔵され、現地表面から約 30 cm で検出されることを考慮し、追加の植栽が可能なように遺構面からの盛土厚を調整します。また、北から南へかけての傾斜を有するエリアであるため、史跡中央部への排水状況を考慮して適切な排水設備を設けます。近代に排水のために掘削された素掘りの溝は適切な排水設備を設置するとともに盛土を施し掘削前の地形を復元します。

②主要伽藍のある史跡中央部

北から南に向かって緩やかに低くなる地形です。また、SB06（講堂跡）・SB05 付近を最高地点として東西方向にも若干傾斜しています。造成はこの地形に沿い、遺構検出面の高さと、重要な建物を周辺より高い場所に配置して目立たせた立地の特徴を踏まえて盛土厚を調整し、その上に遺構を表現します。盛土厚は史跡北側から集まる排水を処理する設備の埋設も考慮して設定します。

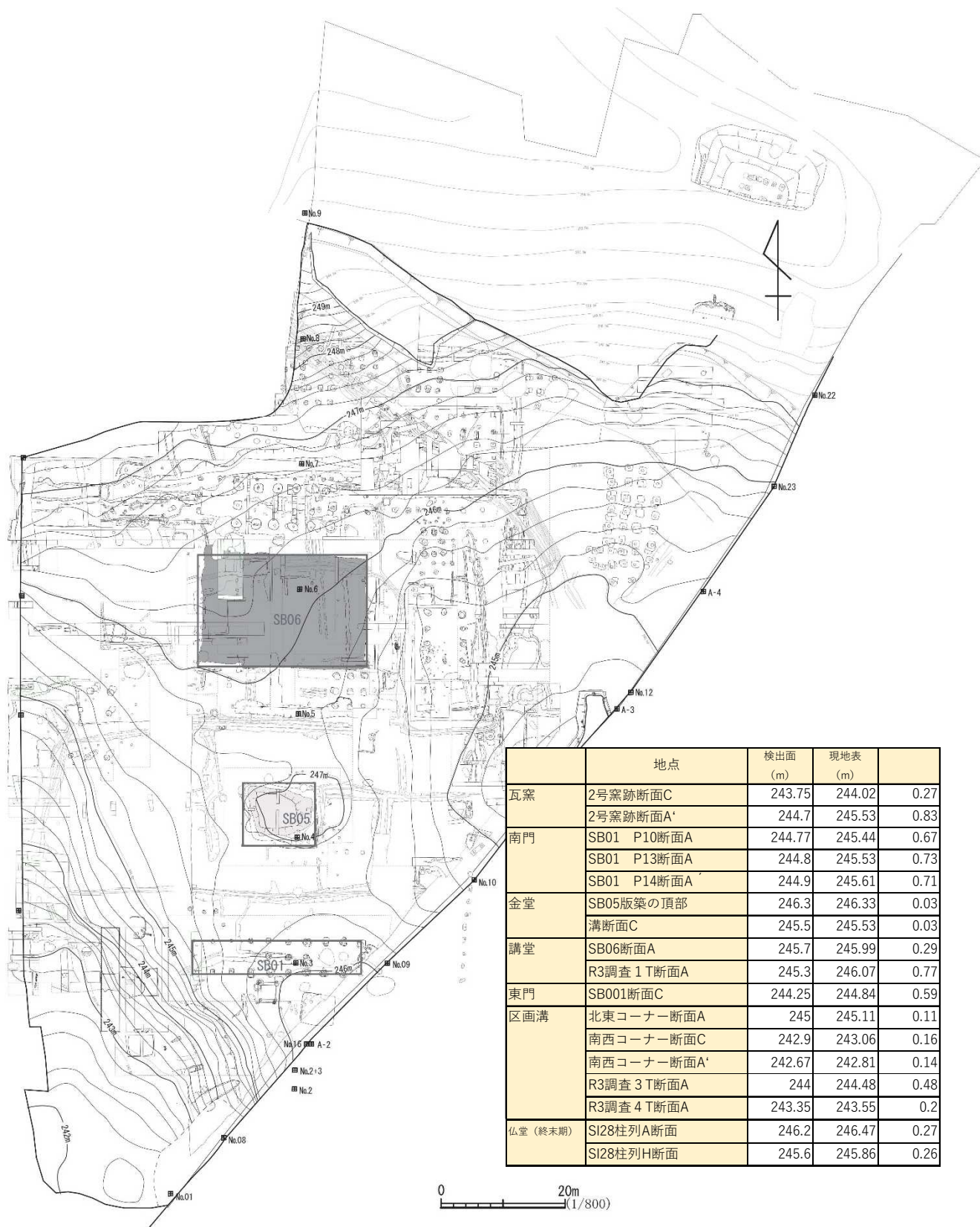
基本的に遺構面から約 50 cm 以上の厚さとなるよう盛土を施し、遺構の保存と各種施設配置が可能になる保護層を設けます。また、区画溝や築地の表現により主要伽藍のある範囲は方形を呈する区域となりますが、舗装による遺構表現や園路以外の部分は芝を植えて保護します。

③史跡南部

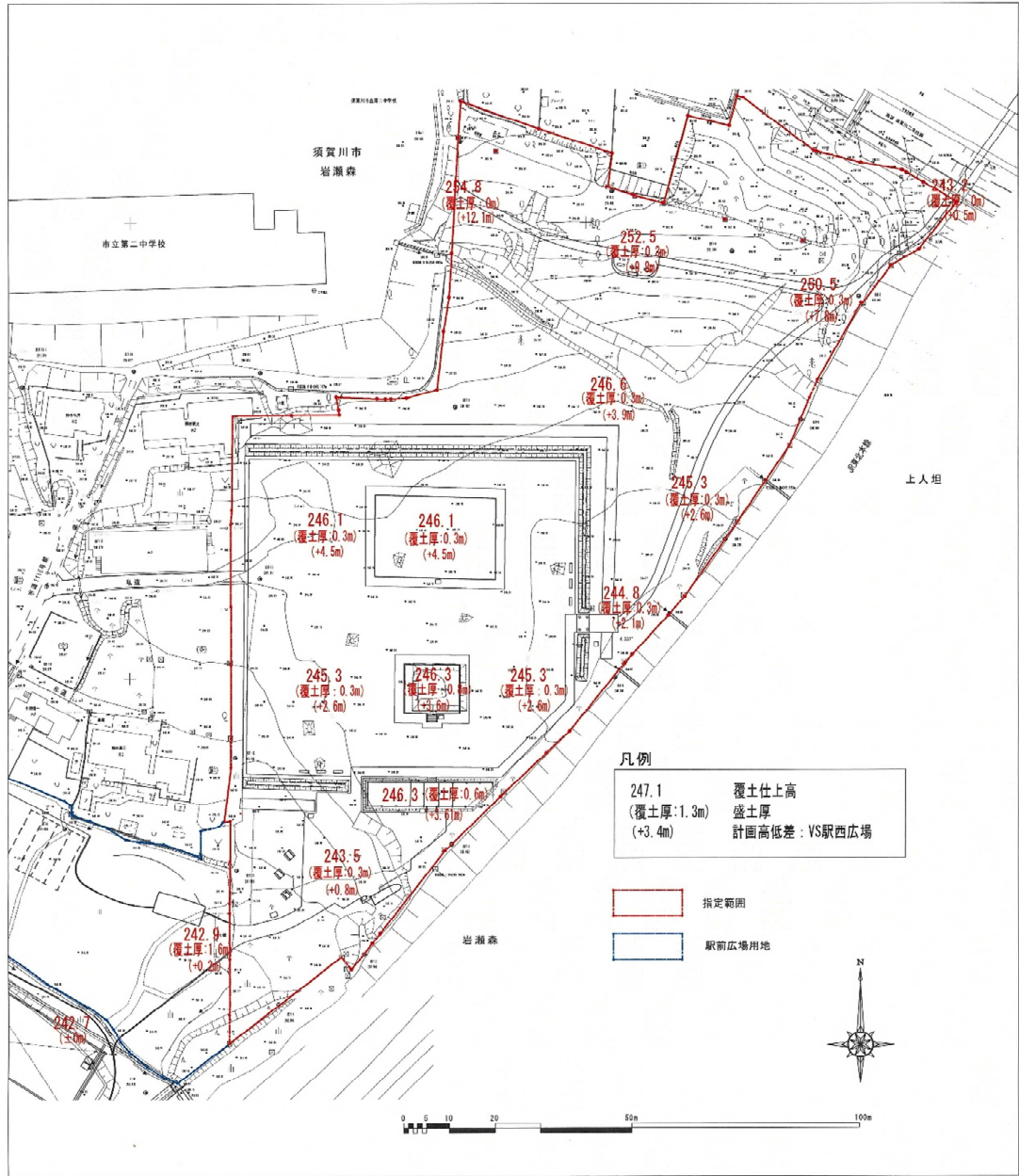
史跡内で最も標高が低くなる史跡南部は、遺構面から約 50cm 以上の厚さで盛土を施し、遺構の保存と各種施設配置が可能となる保護層を設けます。特に水流による遺構の浸食がおこらないよう適切な舗装と水路を設置し、周辺宅地や JR 施設に影響のない排水路への放流を検討します。

この部分の傾斜を利用し、創建期の瓦を焼いた窯跡が存在するため、史跡の成り立ちにかかわる重要な要素として傾斜を維持します。

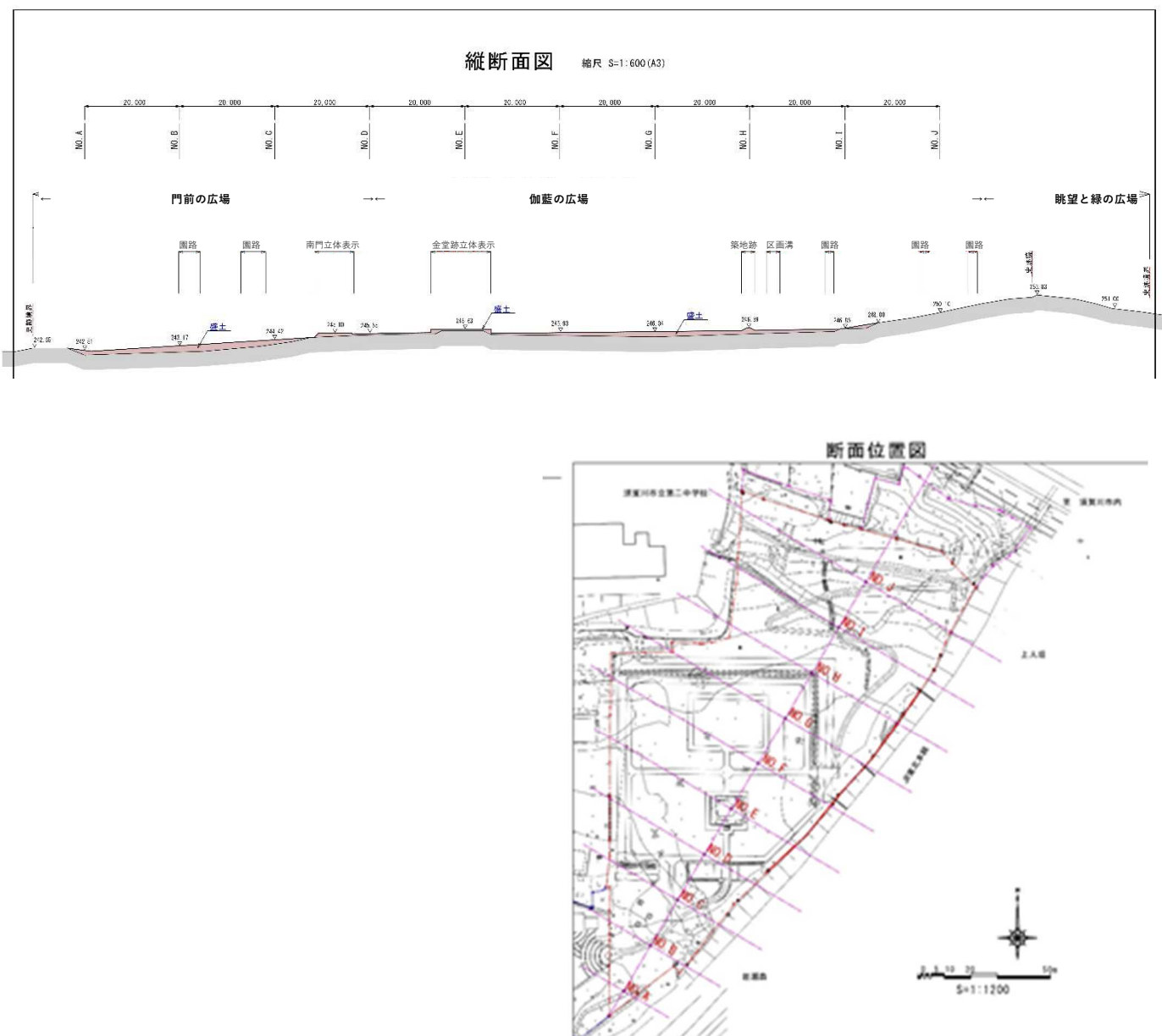
史跡南部と JR 須賀川駅西口との接続部分となる南西部（史跡範囲外）は、旧地形や遺跡のあった当時の景観を考慮した平地造成とします。



第77図 復元想定地形図(主要遺構検出面の標高) *コンター図は平成8年作成

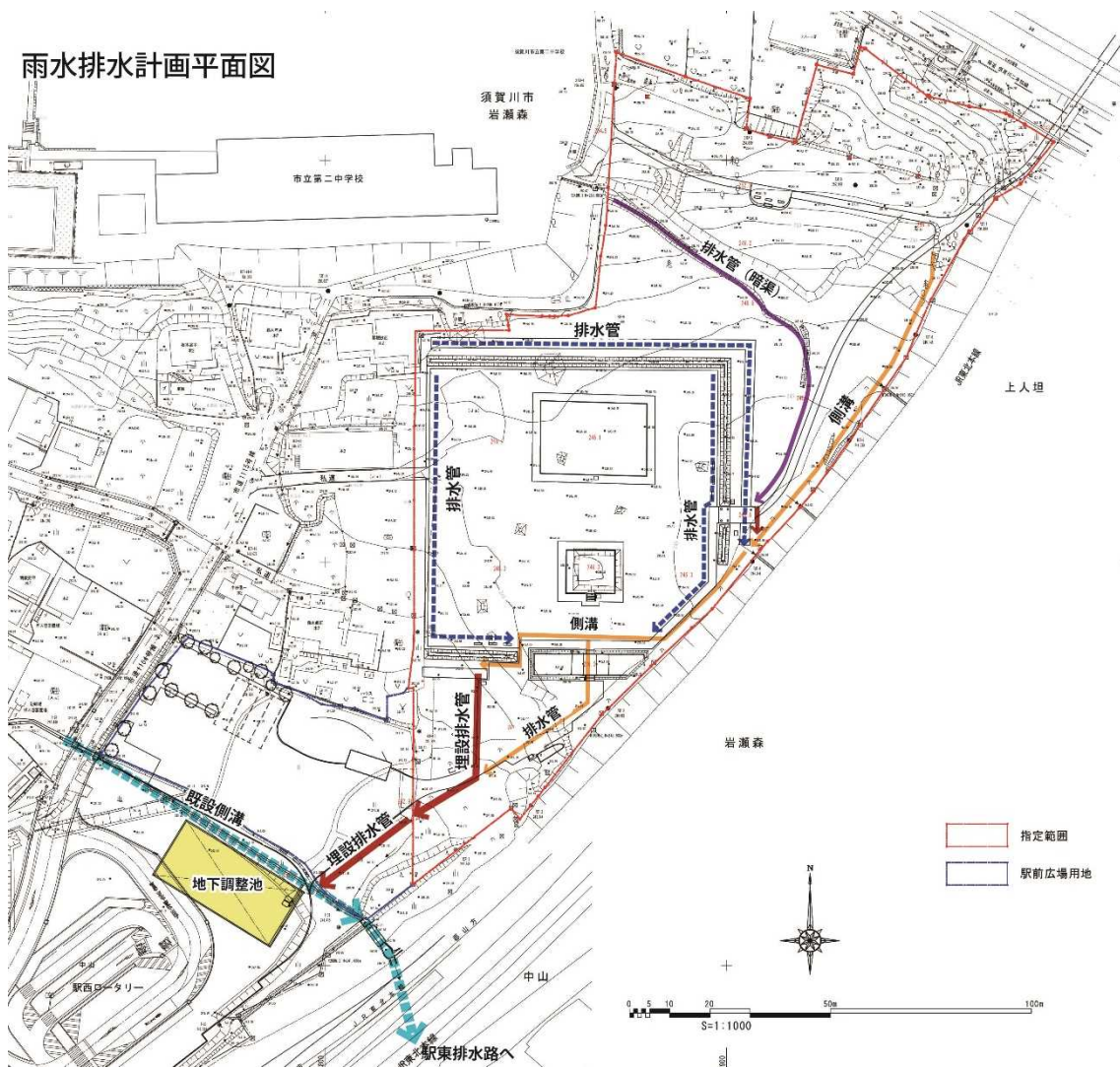


第78図 造成計画図



第79図 縦断面図

雨水排水計画平面図



第80図 排水処理計画図

■第3節 ゾーニング

上人壇廃寺跡を整備するにあたり、遺構の性格や地形的要因、史跡の空間に求められる役割を考慮し、史跡指定範囲とその周辺を下記のように区別します。

(1) 門前の広場

寺院の建造に先立って瓦を生産していた瓦窯があり、緩やかに傾斜を登りながら寺院の南門に向かう範囲です。寺院成立前夜を象徴する瓦窯と、寺院創建前後の土地の様子や遺構の配置を案内板などで表示し、伽藍への導入部分とします。また、利用者の集合や休憩スペースとしても整備します。

(2) 伽藍の広場

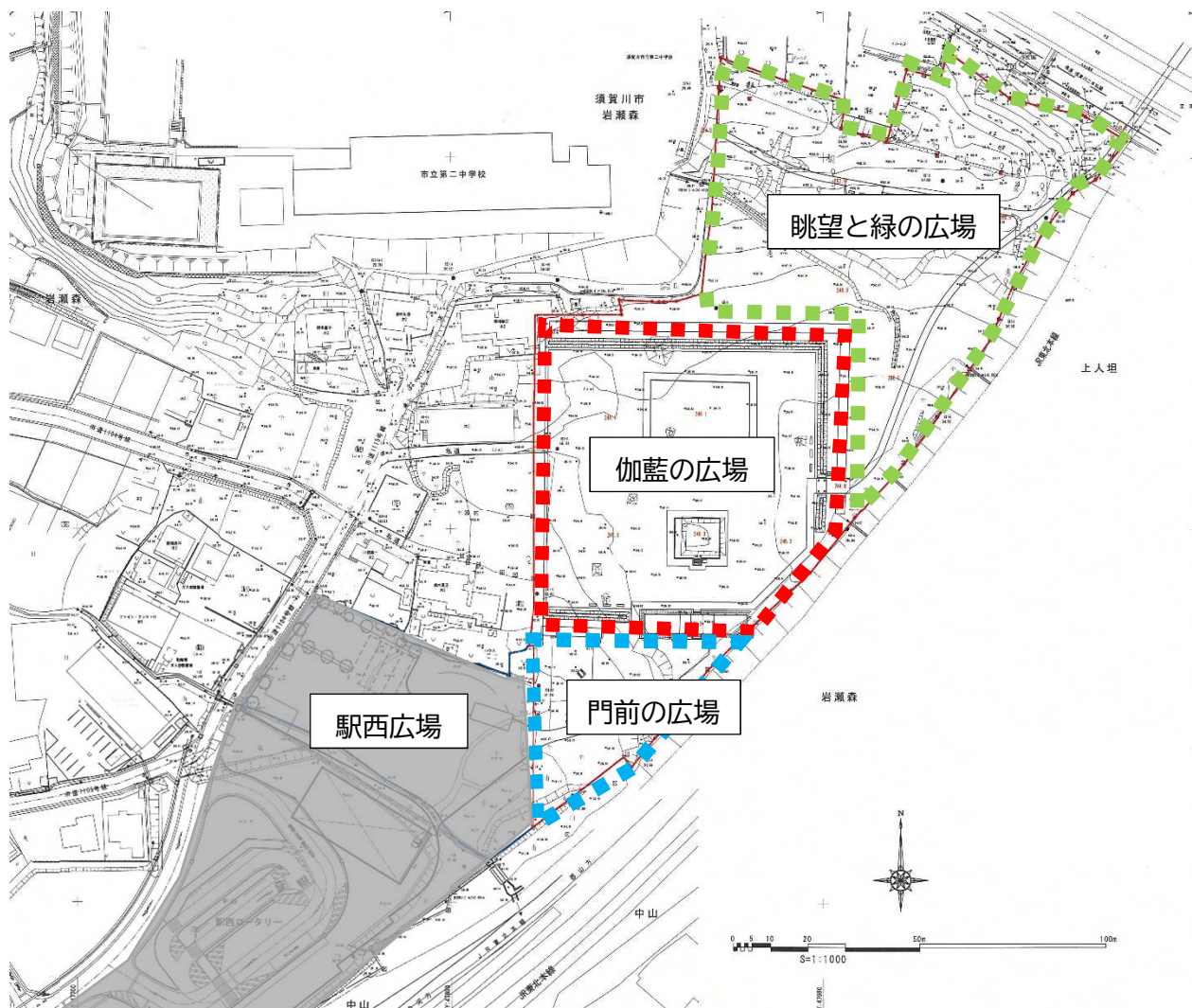
区画溝で囲まれた主要伽藍を表示するエリアです。史跡の特徴である南北に一直線に並ぶ南門・金堂・講堂と、東山道からの入り口となった東門を表現し、それぞれの遺構の形状や役割、出土遺物などについて知るとともに、遺構の形状や園路を利用した運動や地域活動ができるスペースとなります。計画性をもって整然と配置された大型の建物が存在した当時の様子を感じ取れるよう整備します。

(3) 眺望と緑の広場

史跡内で最も標高が高く、市街地や上人壇廃寺跡と関連する遺跡の配置を眺望できるエリアです。周辺の関連遺跡が眺望できるポイントを表示して広域的にみた史跡の立地を理解するとともに、既存の樹木による緑陰で自然に親しみ、心身を安らげるスペースとなるよう整備します。

(4) 駅西広場

史跡指定範囲の南西に接し、JR須賀川駅西口と史跡をつなぐエントランスエリアで、地域活動ができるフリースペースです。須賀川駅西地区都市構造再編集集中支援事業（2期）で整備されるスペースで、史跡西部・南部・北部からの進入路が未整備のため史跡の唯一のエントランスとなります。



第81図 ゾーニング計画図

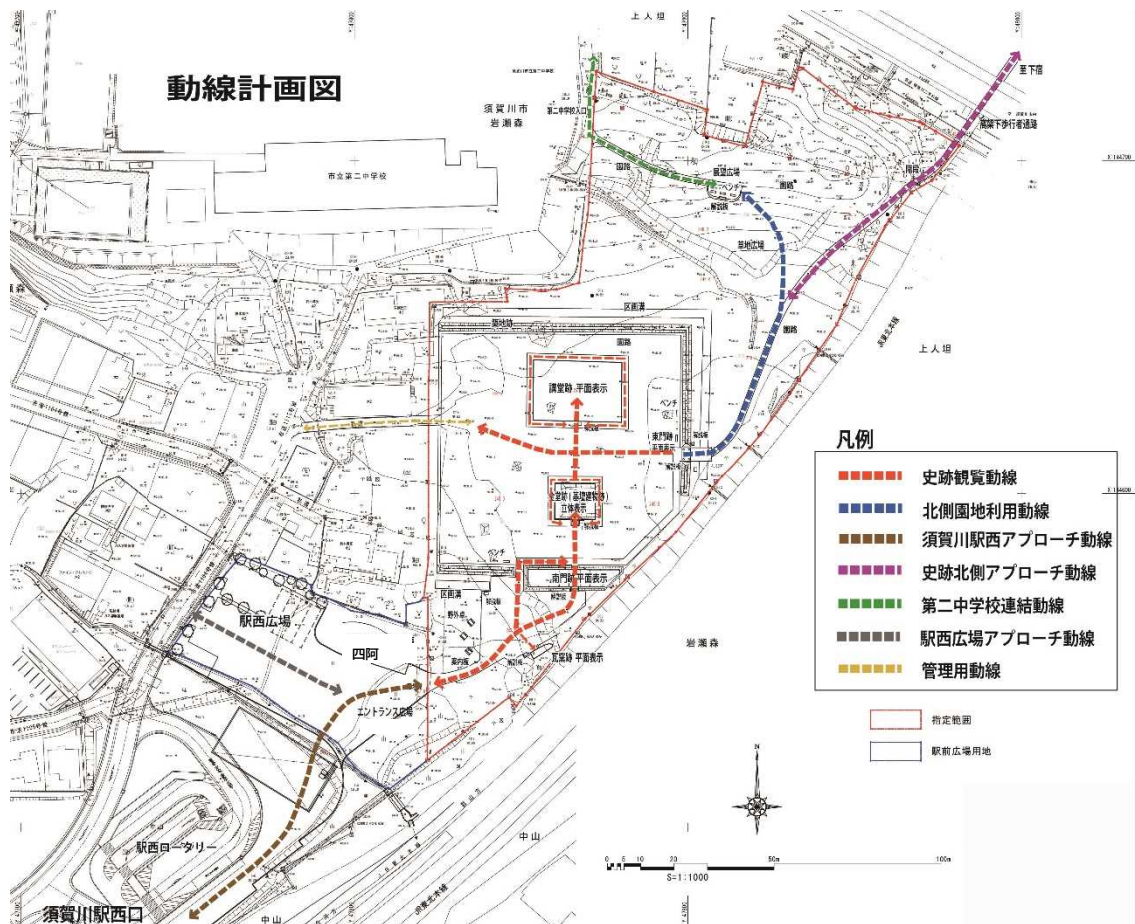
■第4節 動線

(1) 史跡内の動線

園路等、利用者の動線については、遺構配置から読み取れる南から入り北へ進む進路と、東山道に接続したと想定できる東門からの東西の進路を意識します。南北を主要ルートとして公園内を東西南北に田の字型の園路となるよう設定します。また、区画施設をなぞって移動する動線も設けます。

また、駅舎やロータリーもスタート・ゴールとして含める動線も計画し、周辺に所在する関連遺跡や、奈良時代から現代までの須賀川の歴史を伝えられる案内板を設置し、史跡周辺部を含めた歴史的空間を形成します。

さらに中学校の授業カリキュラム等においても身近に遺跡に接することができるよう、広場に中学校と行き来できるゲートを設け、学校教育での活用を促進します。



第 82 図 動線計画図

■見学のルート1：創建期遺構をたどり、史跡とまちを眺望する

【史跡観覧動線⇔北側園地利用動線⇔北側アプローチ動線】

南門跡から講堂へ向かい、北東の区画溝と築地に沿って東門跡へ至る。東門跡から伽藍の広場を北へ進み、眺望と緑の広場から南を眺望する。北側アプローチ動線で下宿町内会の旧奥州街道へ至る。

■見学のルート2：JR須賀川駅東口から東西自由連絡通路・駅西広場から史跡へ至る

【駅西アプローチ動線⇔史跡観覧動線⇔北側園地利用動線】

東西自由連絡通路を経由して西口ロータリーに至る。ロータリー北側の出入口を経由して駅西広場に至り、門前の広場の案内板を経て史跡公園へと進む。

■見学のルート3：大型バス等でアクセスする団体の動き

【国道4号⇔駅西広場⇔史跡観覧動線⇔北側園地利用動線】

バスは国道4号から駅西広場に進入して駐車する。見学者は門前広場を経由して史跡観覧動線により見学する。

■散策のルート

【駅西アプローチ動線⇔史跡観覧動線⇔北側園地利用動線⇔史跡北側アプローチ動線】

市道1104号線から駅西広場を経て史跡へ進む。史跡観覧動線により遺構表示を眺めながらほぼ正方形の寺域に沿って一周する、または南門から北東へ延びる園路で東北本線の車両や市街地を眺望しながら眺望と緑の広場へ至る。眺望と緑の広場北側に設けた歩道によって、下宿町方面から徒歩で史跡に入ることができる。

■通勤通学のルート

【駅西アプローチ動線⇔史跡観覧動線⇔北側園地利用動線⇔二中連結動線・北側アプローチ動線】

国道4号・駅西ロータリーから駅西広場を経て史跡に進入し、寺域に沿った園路を通行して東門跡⇔眺望と緑の広場へ向かう。

史跡北側住民は、眺望と緑の広場から県道須賀川二本松線の高架をくぐって下宿方面へ至る歩道を利用する。中学校への登下校は、眺望の広場から西の中学校敷地へ向かう園路を進み、中学校が管理するゲートから校地へ出入りする。

■利用動線：中学校授業や部活動に対応するルート

【二中連結動線⇔北側園地利用動線⇔史跡観覧動線】

校地南東部に設置した学校が管理するゲートを出入りし、眺望と緑の広場の園路に沿って伽藍の広場へ進む。

■管理動線：管理作業や車両の進入ルート

【管理用アプローチ動線】

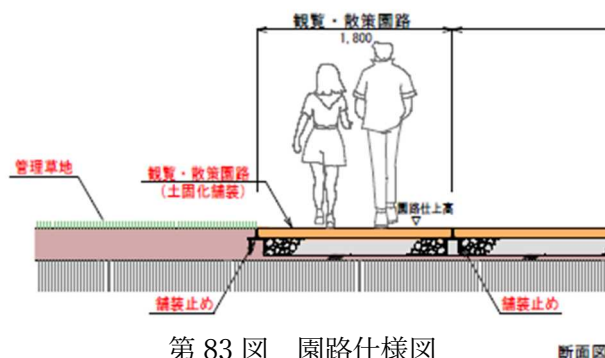
清掃・施設修繕・植栽管理の作業員や車両は西側から史跡内へ乗り入れ、伽藍の広場内園路を周回する。

■バリアフリー動線

園路は全体的に車いすやベビーカーでの通行が可能な勾配で計画しますが、門前の広場や眺望と緑の広場の傾斜は、史跡が機能した当時の地形を維持することを前提として可能な限りバリアフリーとなるように計画します。

■園路仕様

園路は遺構を保護するため盛土を施して設置します。自然の地面を思わせる軟質土系の舗装を原則とし、動線の性格により色を分けることで、奈良時代の遺構を知るルート、電車や市街地の眺望を楽しむ散策ルートなど、エリアの性格がわかるようにします。



第83図 園路仕様図

断面図

園路の幅員は、維持管理や地域活動等で必要な機材の運搬車両が可能な規模と構造に設定します。

(2) 史跡外の動線

■車によるアクセス動線

【国道4号⇄JR須賀川駅東口駐車場→(徒歩)東西自由連絡通路→駅西口→史跡】

駅西口に公営・民営の駐車場がないため、車はJR須賀川駅東口の公営・民営駐車場に駐車し、駅東西自由通路により西口・史跡へ進入する。

■自転車・徒歩によるアクセス動線

【市道1104号線→駅東口または駅西広場→史跡】

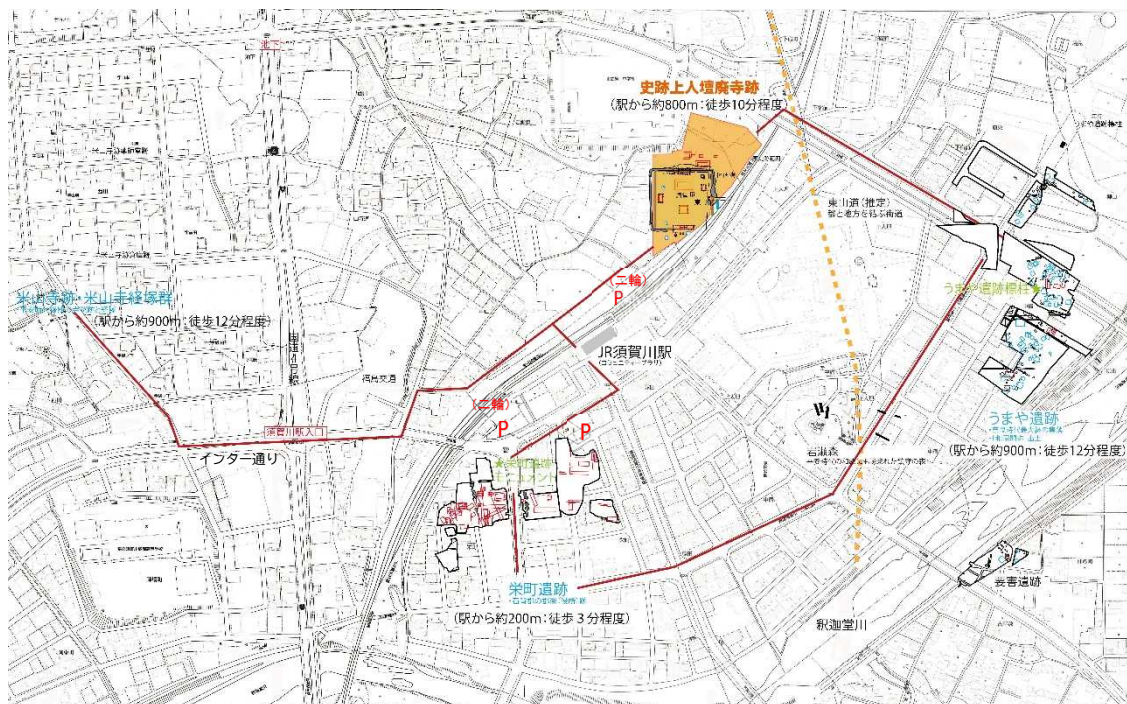
自転車は駅西口駐輪場または駅西広場に駐輪し史跡へ進入する。または、駅東口から自転車は押して東西自由連絡通路を通り、駅西広場へ進入可能。

■関連遺跡への回遊動線1(上人壇廃寺跡・米山寺跡)

市道I-16号線(インター通り)を往復し、郡衙に関連して創建された上人壇廃寺跡とその後地方豪族により創建された米山寺跡に至る。

■関連遺跡への回遊動線2(上人壇廃寺跡・栄町遺跡)

JR須賀川駅東口から、郡衙である栄町遺跡を巡り、駅舎内を通過して上人壇廃寺跡に至る。



第84図 上人壇廃寺跡と関連遺跡の回遊動線

■第5節 遺構表現

各期の遺構の中でも、創建期の遺構である南門・金堂基壇・講堂・東門・区画溝・築地は、古代寺院の要素を端的に表し、陸奥国からの石背国分割という大きな画期に関係したと考えられる重要な遺構です。これら創建期（第1期・8世紀前半）の遺構（南門・金堂基壇・講堂・東門・区画溝・築地塀）を地表面に表現します。その他の遺構については、案内板や全体的な解説板の中に明示します。史跡全体について、表面は遺構表示部分及び園路などを必要に応じて舗装し、緑地としても整備します。舗装にあたっては、誘導表示や遺構表示など機能別に舗装材を変えるなどして視覚的に区別できるようにします。

また、建造物の地上部分や地下に埋蔵されている遺構について、立体的な復元にかわりAR(拡張現実)/VR(仮想現実)によって表現することを基本とし、創建期の景観や建物の様子について多様な可能性を示すものとします。



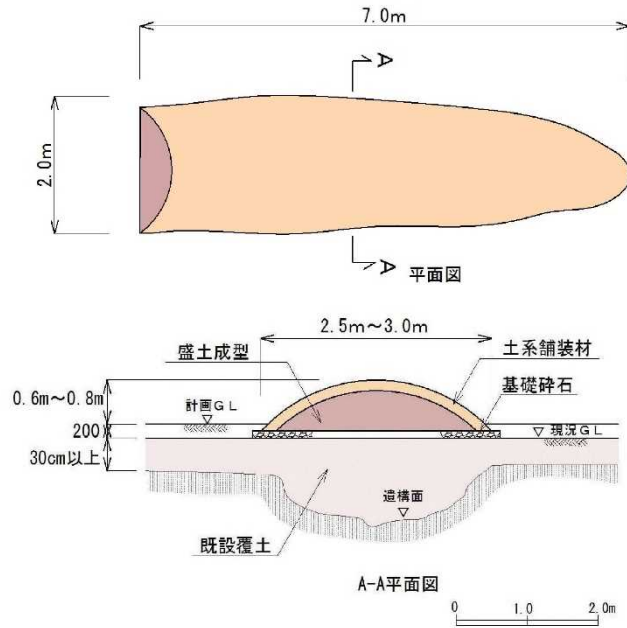
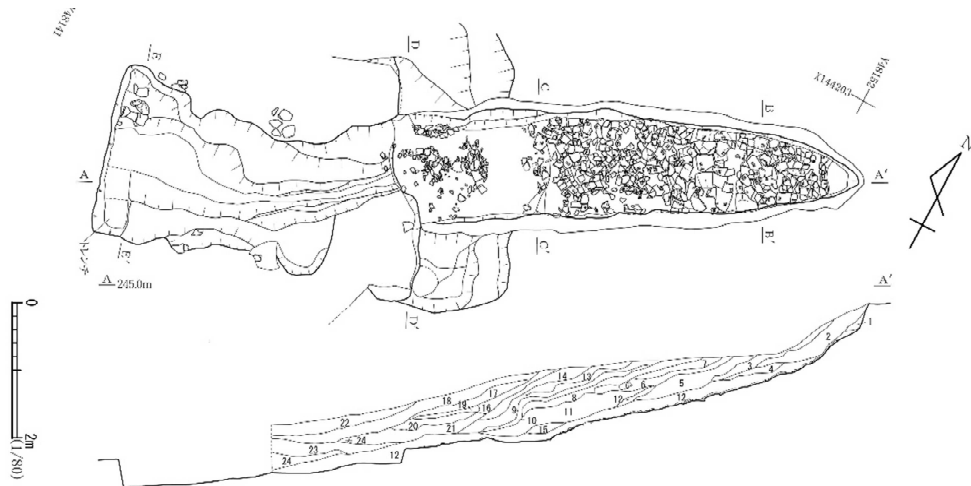
第85図 第I期の遺構

【2号窯跡：平面表示】

窯体の長さ：約7m 幅：(最大) 1.3m

主軸方向を真北から東に63度傾け、斜面の等高線に直行する。

■ 燃烧部の平面形を土墨状に盛り上げたうえで舗装し、登り窯の形状を表現します。



第86図 2号窯跡平面図と表現模式図

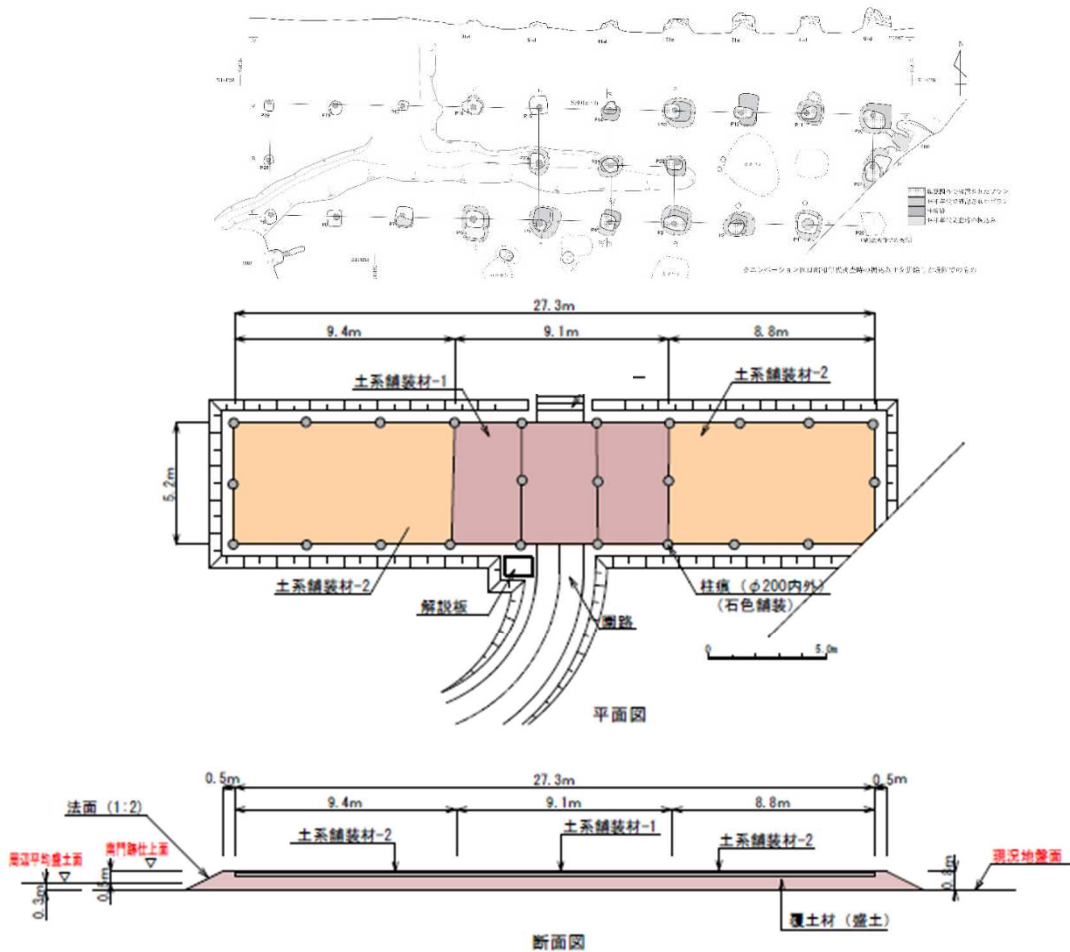
【南門：平面表示】

東西9間（27m）・南北2間（5.1m）、基壇痕跡のない掘立柱建物跡
 中央部の2×3間が八脚門となり、その東西両側に2×3間の建物がとりつく。
 柱間の間隔：桁行2.9m（八脚門部分は20～30cm広い）
 梁行の南側は2.54m、北側が2.53m。

柱痕跡：直径約20cm

屋根形式：桁行と梁行の柱間の差から中央・両脇部分ともに切妻造り

■建物の平面形を舗装で示すとともに、八脚門部分と両側建物部分を区別できる方法で
 地表面に柱位置を表示します。



参考写真● 舗装色の違いによる遺構表示
 (福島県大安場古墳)

第87図 南門（SI01）遺構平面図と表現模式図

【金堂基壇：立体表示】

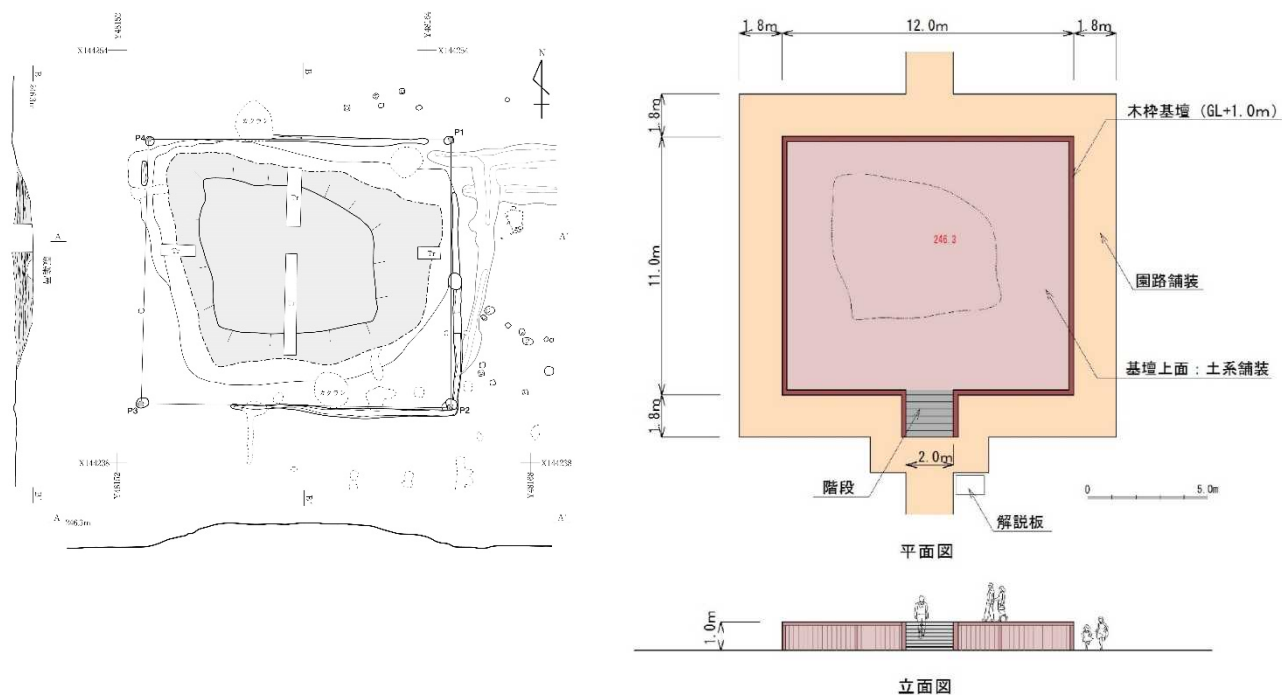
(版築の周辺に確認された堰板溝の範囲) 桁行 11.8m、梁行 10.3m

版築基壇の遺存高：0.7m

礎石：据え付け痕跡なし (0.8m 以上の高さに存在したと想定)

高さ 120cm 程度で階段を有する木装の基壇

■十分な盛土により現存する版築部分と周辺を保護したうえで、上記の規模に基壇を成形し、階段を取り付けた木装基壇を立体的に表現します。



第 88 図 金堂基壇表現模式図



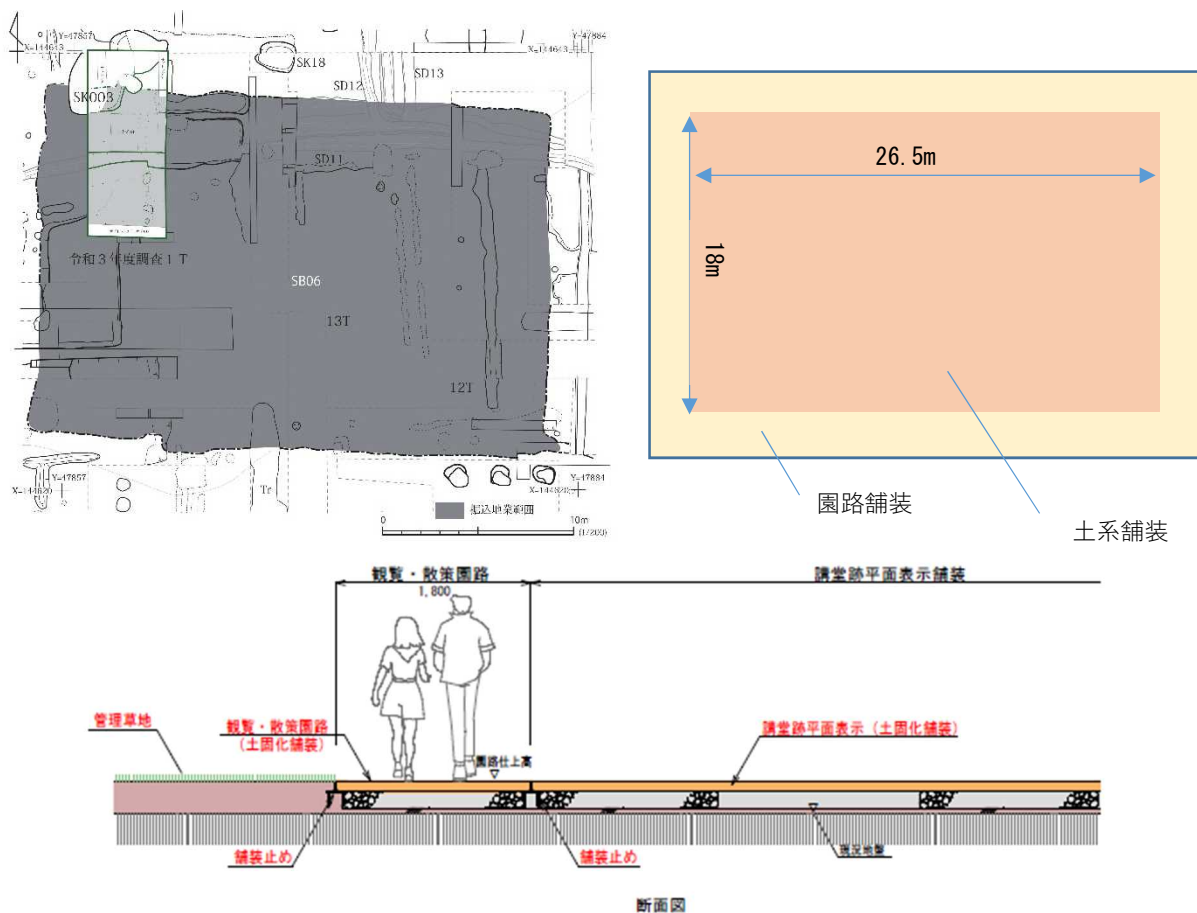
参考写真 1 木製基壇復元事例 (史跡佐野寺跡：和歌山県かつらぎ町)

【講堂：平面表示】

規模：（掘込地業の範囲）東西 26.5m、南北 18m（89～90 尺×60～61 尺）

雨落溝・礎石・根石等：確認されていない。

■創建期伽藍における最大規模の建物の痕跡として、掘込地業の範囲を舗装により表現します。



第 89 図 講堂平面図と表現模式図



参考写真 2 講堂跡の平面表示事例（史跡胆沢城跡：岩手県奥州市）

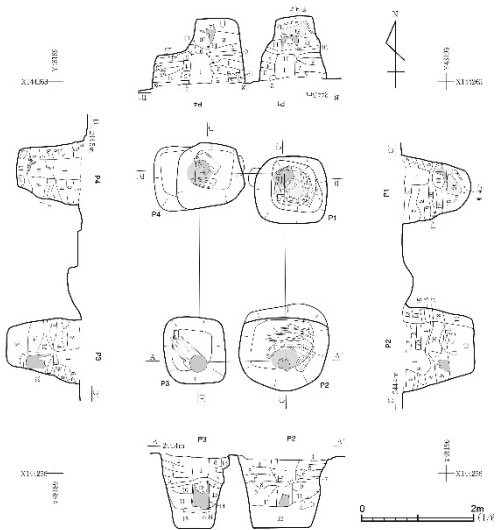
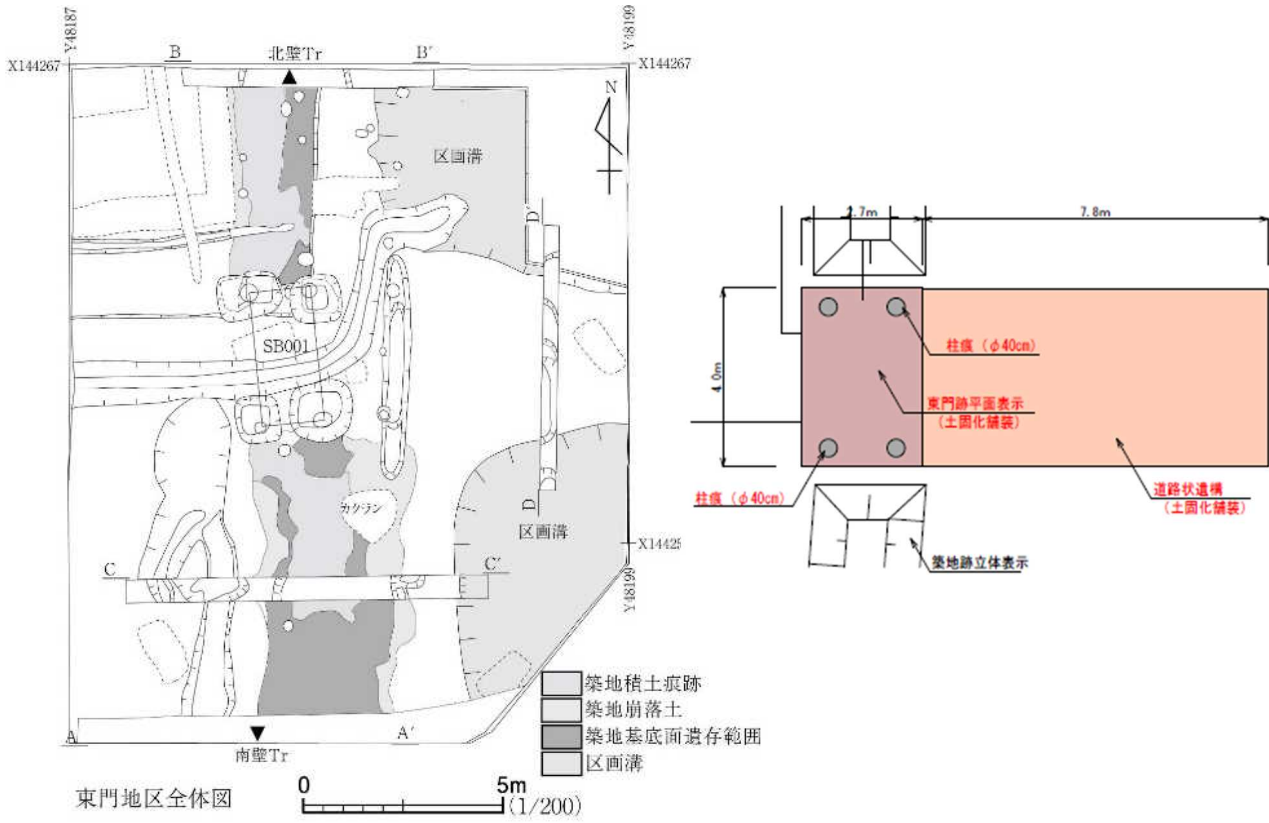
【東門：平面表示】

規模・構造：桁行1間（3.3m）×梁行1間（1.5m）の南北棟

柱堀方：1.1m～1.6m 四方の方形。1.18～1.33m の深さで柱痕跡の直径約 40cm

南北両側に築地が取りつき、東側に伸びる道路遺構を伴う。

■東山道からの見え方や進入を意識した造りを象徴する建造物として、建物の平面形と柱痕跡跡を舗装により地表面に表現します。



参考写真3 東門跡の平面表示事例
(史跡武田氏館跡：山梨県甲府市)

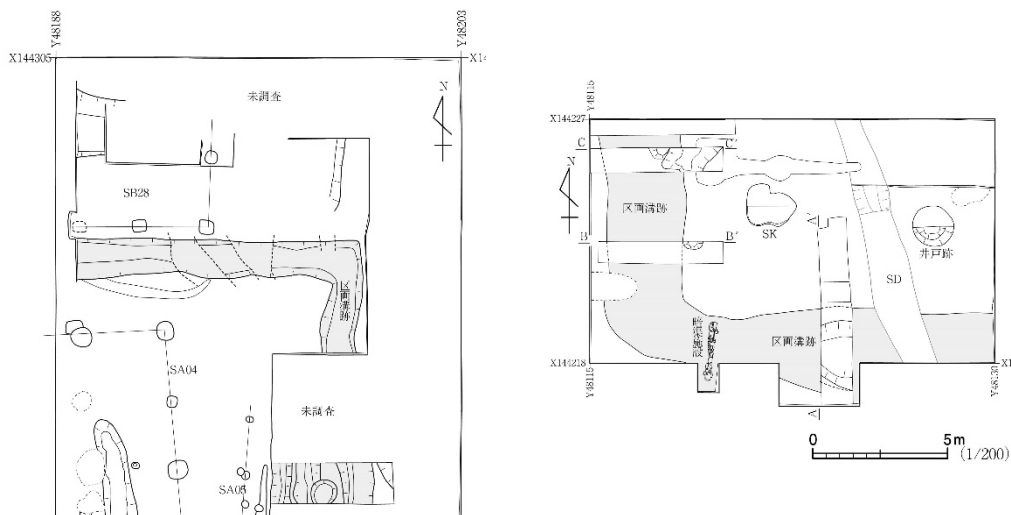
第90図 東門・区画溝・築地・通路状遺構平面図と表現模式図

【区画溝：平面表示】

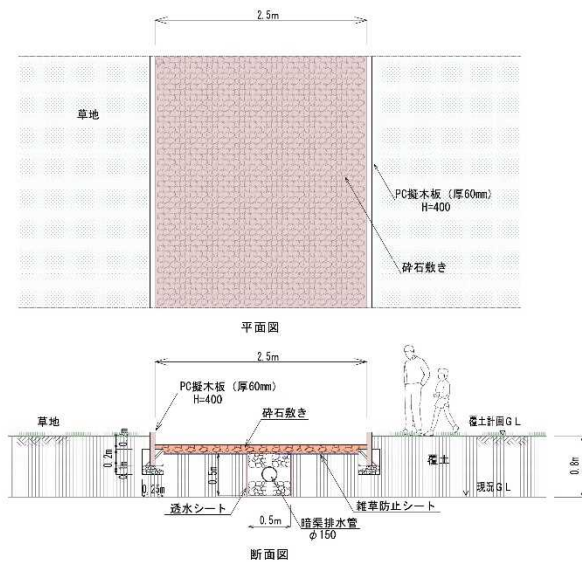
規模：東門の南北両側で幅5~8m・深さ1~1.6m

北東コーナーで幅約1.4m・深さ約50cm

南西コーナーから南辺にかけて幅2.5m・深さ1.2m



区画溝 平面表示（擬木板案）



第91図 区画溝遺構平面図と表現模式図

【築地：立体表示】

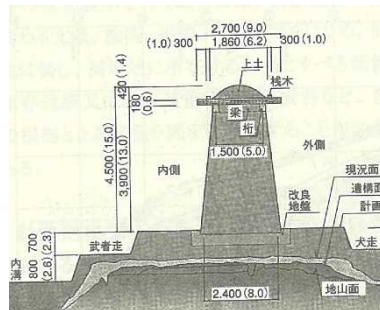
東門の南北で幅2～2.5mの基底部。

南側で長さ4m・幅1.5m、北側で長さ5m・幅1.2mの積土が残存。基底部はその北側へさらに長さ8m・幅約3m確認。区画西辺では後世の攪乱や史跡指定範囲の関係で詳細は不明。

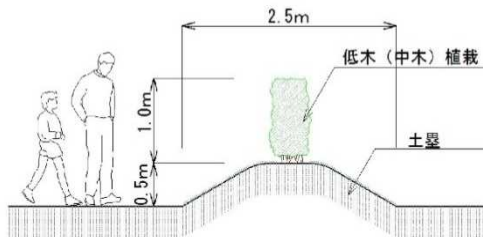
■寺域の規模と、明確な基準線・点に基づいた中枢建物の配置を示すため、築地については区画西辺を除いて基底部が確認された箇所で土塁状に表現し、その上に低木を植栽することで表示します。また、区画溝については、遺構面が確認されている幅2.5mの範囲に覆土を約50cm程度施し、覆土表面をやや掘り下げ、碎石敷きによって周辺の草地との違いをもたせることで表現します。範囲としては築地と同じく区画西辺を除く箇所に、東門の通路状遺構を土橋状に残したうえで、南西コーナーの幅(2.5m)で帯状に舗装して表現します。



築地塀立体復元（平城宮）



築地塀立体復元（志波城）



第92図 築地表現模式図

【遺構表現の漸進的な整備】

史跡西側には未調査の範囲が多く、今後の調査によって区画溝の正確な規模や、西からの伽藍進入路等の存在が明らかになる可能性があります。確認調査の機会や史跡の追加指定・公有化等の進展に応じて簡易な遺構表現を整備し、表現の更新や追加を実施することも検討します。

【AR(拡張現実)/VR(仮想現実)による遺構の表現】

創建期遺構表現の案内解説板に QR コードを付し、スマートフォンやタブレット等で 3 次元復元画像を閲覧したり、地表面に表現していない II 期以降の重要な遺構等について、現地形状に復元画像を投影したりできる設備を設けます。



第 93 図 金堂の想定画像と現地写真を組み合わせた表現

■第6節 修景と植栽

市街地化された中に立地すること、自然と歴史を兼ね備えた空間であることを踏まえ、既存の樹木や植生を生かしながら、新規の植栽は奈良時代の植生を踏まえて適切な樹種を選択します。特に史跡範囲内や周辺の発掘調査で得られた当時の植生についての知見を活用し、史跡のかつての自然環境を意識した風景を形作ります。

また、周辺施設や生活空間との区画を図るにあたり、史跡や周辺施設の機能を保ち、多様な公園利用と安全な周辺住民の生活が両立できるよう、史跡西側住宅地との境界には適切な遮蔽施設を設けます。

史跡東側鉄道線路との境界は、駅（鉄道車両）から史跡、史跡から市街地への眺望を確保できるよう整理しながら、鉄道の運行や史跡の利用者の安全を確保すると同時に、史跡から鉄道車両の往来が楽しめるように計画します。

■ 門前の広場

園路と瓦窯の遺構表現以外の部分は、ジャノヒゲ等、従前の植生で高さのない草花を生かした草地とします。鉄道との境界で眺望の支障となるアズマネザサは除去し、安全確保のための柵を設けます。

■ 伽藍の広場

建物配置の計画性や、周囲と区画して管理されていた空間であったことを引き立てるため、遺構表現と園路以外の部分は芝を敷いて整然とした風景を作ります。また、鉄道から伽藍、伽藍から鉄道を望み、現代と古代の共存と対比を象徴する景観を作ります。

■ 眺望と緑の広場

北に向かって上る園路の周辺は、門前の広場同様、チガヤやジャノヒゲ等従前の植生と、緑陰となる既存の樹木を生かします。鉄道との境界は、緑陰となる樹木を最低限残します。園路沿いの数か所でハギやケイトウ、ススキなど奈良時代当時の植生を意識した植栽を施します。

■ 駅西広場

須賀川駅西地区都市構造再編集集中支援事業（2期）において関係課と協議します。



史跡北側のサクラとサワラ



「門前の広場」で視界を遮るアズマネザサ



「門前の広場」鉄道境界に繁茂するツタ



「眺望と緑の広場」緑陰とする既存の樹木



「伽藍の広場」からみえる支障木



「眺望と緑の広場」の植生

第94図 修景と植栽計画に関する史跡の現状

■第7節 眺望

眺望と緑の広場から南に向けては、現在の市街地の広がりや関連史跡、東北本線を往来する電車を一望でき、古代と現代との連続性を感じとれる眺望をつくります。

東側市街地や史跡南側、JR 須賀川駅ホームから北に向けての眺望は、史跡全体を眺望できるような障害物を可能な限り取り除き、利用者を古代石背の原点といえる空間へいざなうことを意識します。また、JR 須賀川駅ホームはもちろん、須賀川一郡山間を走る東北本線車両からも史跡が眺望できるように、障害物の除去や遮蔽施設の仕様に配慮するとともに、東山道からの見え方を意識した寺院の建物配置であったことを踏まえ、寺院から東側を望む眺望にも障害物がないよう計画します。



第95図 史跡周辺各位置からの眺望

上人壇廃寺跡整備基本計画第5章

